

固定資産税の納税義務者について

- 固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者である(地方税法 § 343①)。
(質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者)

- 固定資産の所有者とは、以下の者をいう(地方税法 § 343②)。

- ・土地 登記簿*に所有者として登記されている者
- ・家屋 登記簿*に所有者として登記されている者

* 登記簿に登記されていない土地・家屋については、土地補充課税台帳・家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者

※ ただし、以下の場合には、現に所有している者を所有者としている(地方税法 § 343②)。

- ① 所有者(個人)が賦課期日前に死亡しているとき
- ② 所有者(法人)が賦課期日前に消滅しているとき
- ③ 人的非課税(第348条第1項)の者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき

固定資産課税台帳について

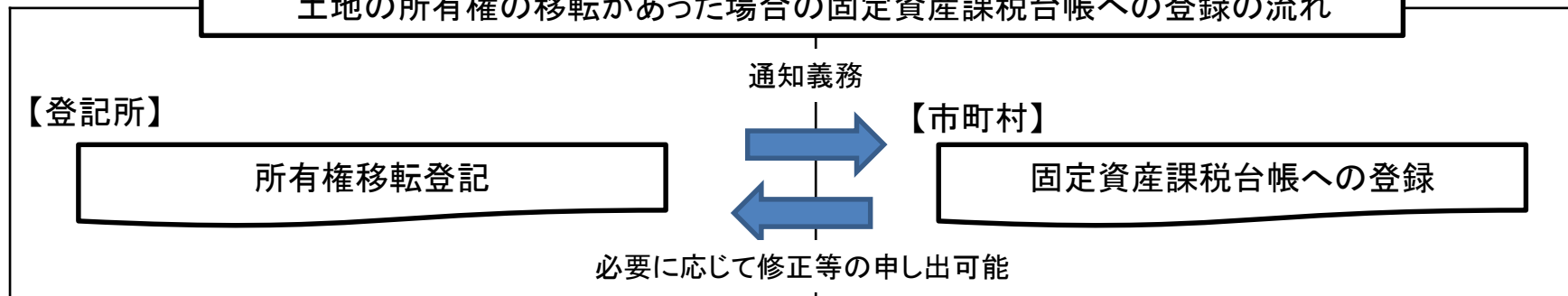
- 固定資産課税台帳は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である価格を明らかにするために、市町村に備えなければならないもの。

固定資産(土地)課税台帳への登録事項

固定資産(土地)課税台帳は、登記簿に登録されている土地について所要の事項を登録するもの

- ・土地所在の市、区、郡、町、村、字
- ・地番
- ・地目
- ・地積
- ・所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称
- ・所有権の登記のない土地については所有者の氏名又は名称及び住所、所有者が二名以上であるときはその持分
- ・当該土地の基準年度の価格又は比準価格

土地の所有権の移転があった場合の固定資産課税台帳への登録の流れ



守秘義務との関係について

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（秘密漏えいに関する罪）

第二十二條 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

➤ 登記簿に記載されている情報

一般に公開されており、「秘密」に当たらない。

➤ 登記簿に記載されておらず、課税庁が調査した結果、知り得た情報

一般に公開されておらず、固定資産課税台帳のみに記載されている情報は、「秘密」に当たる。

（固定資産課税台帳にのみ記載されている情報の例）

① 価格、課税標準額など

② 以下の場合における所有者やその住所に関する情報

- ・ 所有者（個人）が賦課期日前に死亡しているときや、所有者（法人）が賦課期日前に消滅しているときなどの場合
- ・ 登記されていない土地や家屋の所有者の住所について、固定資産課税台帳（補充課税台帳）に記載している場合
- ・ 登記されている土地や家屋の所有者の住所について、登記簿記載の住所のほか、現実に納税通知書が到達する場所を固定資産課税台帳に記載している場合 など

税務上の秘密の他の行政機関への提供が許容される場合

①事項Xについて
法的報告義務有り



②法的な
情報提供請求権有り



行政機関



税務当局

〔 事項Xの情報所有 〕

①・②を満たす場合、事項Xを提供しても守秘義務違反にあたらない

森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)

森林法(昭和26年法律第249号) 一抄一

(森林の土地の所有者となった旨の届出等)

- 第10条の7の2 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでない。
- 2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る民有林が第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林又は第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

(森林所有者等に関する情報の利用等)

- 第191条の2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。